

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
この日
の翌日)

目次

◇告 示 県自然環境保全地域の指定 (三件)
県自然環境保全計画の決定 (三件)

告 示

鳥取県告示第二百五十五号

鳥取県自然環境保全条例 (昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号) 第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称

菅野県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

國府町栃本字茨池六一の一から六一の一の五まで、六一二の一、六一二の二、六一二の三、六一三の一から六一三の四まで、六一四、六一五の一、六一五の二、六一六の一から六一六の五まで、六一七の一、六一七の三、六一七の五、六一七の六、六一七の内一四、六一七の第一六、六一七の第一七、六一七の二〇、六一七の二一、六一七の二二、六一七の三三から六一七の三六まで、六一七の四〇、六一七の四五から六一七の四八まで、六一八の一、六一八の二、菅野字菅野向山八二、八二の内三、八二の内四、八二の一、八二の内六から八二の内一三まで、八四、菅野字茨池四一の一、四一の二、四二から四五まで、四五の内一、五一の内一、五三の内一、菅野字五反田五四、五五、五六、五七の一、五七の二、五八の二、五九の一、五九の二、五九の三、菅野字前田二九の二、三〇の一、三〇の二、三一、三一の一、三二の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四、三四の内一、三五の一、三五の二、三六の二、三六の三、三六の四、三七の一、三七の二、三七の三、三七の次一、三八、三九、四〇、四一の三、四一の四、菅野字鳥居の前二八の二、菅野字鳥居の上七〇、七一の二の一部 (次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略)

鳥取県告示第二百五十六号

鳥取県自然環境保全条例 (昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号) 第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称

香取県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

鳥取市香取字意上森前三六七、三六八、三六八の次一、三六八の次二、三六八の次三、三六九、三七〇、三七〇の第一、三七〇の次一、香取字意上谷南側奥四三六、四三七、四三九、四四〇、香取字意上谷南側四三三、四、四三五

鳥取県告示第二百五十七号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定したので、同条例同条第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 県自然環境保全地域の名称

松上県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

鳥取市松上字宮の谷九八一の内二、九九〇、九九〇の一

鳥取県告示第二百五十八号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり菅野県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

る保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

菅野県自然環境保全地域に関する保全計画

保全すべき自然環境の特質

1 植生

低地の湿原には、約一ヘクタールにわたり、オオミズゴケ、モウセングケ、カキツバタ、ヨシなどからなる湿原植物群落が分布している。一方、これを取りまく周辺域は、ヤブツバキクラス代償植生に属するコナラ群落を主とするが、一部にアカマツ、スギ及びヒノキの植林地がある。そのほか東側の一部に桑園、南側には耕地がある。

2 地形、地質

本地域は、扇の火山噴出物によつて形成された溶岩台地(菅野高原)で、台地上には化石湖(菅野湿原)があり、また、湿原下には、第四紀更新世以後に花粉や植物化石とともにたい積したでい炭層が厚くたい積するなど、特異な地形、地質を構成している。

3 自然環境

本地域は、岩美郡国府町大字栃本の南東約一・五キロメートルにある標高四〇〇メートルの湿原地帯であるが、近年構造改善により山林を改変し、桑園、くり園などの農業開発が行われてきた地域である。また、最近、周辺の台地一帯約二〇〇ヘクタールにゴルフ場等の開発計画もあり、自然の改変が進められようとしている。

二 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 特別地区、野生動植物保護地区等の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

湿原の保全に必要な水源かん養区域(農耕地)一八・五ヘクタールを、特別地区に指定する。特に、湿原の中心域は、現存植生、ミズゴケ及び地質の保全を図るため、野生動植物保護地区に指定し、木竹の伐採は禁伐とするが、支障木の伐採は認める。

野生動植物保護地区以外の特別地区の中で神社を中心とした地域の植生は、ヤブツバキクラス代償植生の中で自然植生に遷移しつつある地域で、植物学上価値の高い森林を構成しているので、原則として禁伐とする。ただし、森林の群落構成に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内)を行うことができるものとする。その他の地域は、水源かん養及び保持上必要な地区であるが、森林の状態は、林齢二〇年内外のスキ及び広葉樹林(二次林)であるから、三〇パーセント以内の択伐又は二ヘクタール以内の皆伐ができるものとする。

一方、酒賀神社に隣接する北域二ヘクタールについても、湿原保全上必要な地域であるが、農業構造改善事業により造成された桑園であるので、普通地区とする。

2 保全施設に関する基本方針

湿原植物群落の保護及び解説を行うため、注意標、解説板など各種の標識類を設置する。なお、必要に応じ、病害虫等の除去施設、砂防施設、防火施設などを設ける。

三 地区の区域設定に関する計画

1 特別地区

2 野生動植物保護地区

名称	区域	総面積
菅野特別地区	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部、大字菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の上の一部	一八・五ヘクタール

3 普通地区

名称	区域	総面積	保護すべき野生動植物の種類
菅野野生動植物保護地区	菅野	二・六ヘクタール	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセンゴケ、カキツバタ、ヨシ
	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部及び大字菅野字菅野向山、字茨池の一部		

四 保全のための規制に関する計画

名称	区域	総面積
菅野普通地区	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部	二・〇ヘクタール

木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	区	総面積	伐採の方法及び限度
菅野特別地区	菅野	四・七ヘクタール	禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。
	野	一三・八ヘクタール	禁伐とする。ただし、三〇パーセント以内の択伐とする。ただし、森林の群落構成を著しく変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれのある場合、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には二ヘクタール以内の皆伐(伐率現在蓄積の一〇パーセント以内)を行うことができる。
岩美郡国府町大字菅野字茨池、字菅野向山の一部及び大字栃本字茨池の一部	岩美郡国府町大字菅野字鳥居の上の一部	岩美郡国府町大字菅野字茨池の一部、大字菅野字鳥居の前の一部、字前田、字茨池の全域及び字五反田、字菅野向山の一部	
岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部、大字菅野字鳥居の前の一部			

伐採の方法及び限度	総面積	野向山の一部及び字茨池の一部
禁伐とする。ただし、支障木は伐採することができる。	二・六ヘクタール	

施設の種別	設置位置	概要
五 保全のための施設に関する計画 保全施設の整備計画は、次のとおりとする。	地点一(国府町大字栃本字茨池六一七の五) 地点二(国府町大字栃本字茨池六一七の三五) 地点三(国府町大字栃本字茨池六一七の三五)	特別地区内の立入禁止及び自然保護の根拠について記載 指定地域間相互の位置関係を記載 周辺の自然環境(地形、地質、植生)を記載

境界柱	排水施設	廃棄物処理施設	病虫害除去施設
主要地点に設置する	必要に応じ設置する	〃	〃

砂防施設	〃
防火施設	〃

鳥取県告示第二百五十九号

鳥取県自然環境保全条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号)第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり香取県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 香取県自然環境保全地域に関する保全計画
保全すべき自然環境の特質

1 植生

本地域は、緩斜面にヤブコウジースダジイ群集、低地及び流畔にイノデータブノキ群集並びに斜面下部にウラジログシを主とする林分などが、小域ながらヤブツバキクラスの自然植生が現存している。

一方、社叢の東域には落葉広葉樹林やアカマツ林が西域には谷筋にヒノキ、スギ林がある。また地域の南側山頂付近には、なし園が広く分布している。

2 地形、地質

本地域の中腹域には急崖地形が、また、頂上付近には平坦な頂面が形成され、いわゆるメーサ型地形が発達している。一方、地質は、主

として新第三紀中新世の鳥取層群から構成されているが、山頂付近には、小域ながら鮮新世火山岩類が分布している。

3 自然環境

本地域は、山ろく部に水田地帯、山ろくから中腹に最大林齢一五〇年の天然林及び中腹以高に果樹園が広がり、静かな自然環境を形成している。

二 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 特別地区、野生動植物保護地区等の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針
意上奴神社周辺の天然林のうち樹齢一五〇年を越える天然林の区域を特別地区として保全する。

2 保全施設に関する基本方針

天然林の保護及び解説を行うため、注意標、案内板、解説板など各種の標識類を設置する。
なお、必要に応じて巡視歩道、病害虫等の除去施設、防火施設、廃棄物処理施設などの諸施設を設ける。

三 地区の区域設定に関する計画

1 特別地区

名称	香取特別地区
区域	鳥取市香取字意上谷南側奥の一部及び字意上森前
総面積	三・九ヘクタール

2 普通地区

名称	香取普通地区
区域	鳥取市香取字意上森前の一部、字意上谷南側奥の一部及び字意上谷南側奥の一部
総面積	四・〇ヘクタール

四 保全のための規制に関する計画
木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区名	香取特別地区
区域	鳥取市香取字意上谷南側奥四四〇の一部及び字意上森前三六九
総面積	三・九ヘクタール
伐採の方法及び限度	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。

五 保全のための施設に関する計画
保全施設の整備計画は次のとおりとする。

施設の種類	設置位置	概要
-------	------	----

標識

注意標	地点一（鳥取市香取字意上谷南側四三四）	自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載
表示板	地点二（鳥取市香取字意上谷南側四三四）	樹種の紹介
案内板	地点三（鳥取市香取字意上谷南側奥四四〇）	指定地域内の位置関係を記載
解説板		植生について記載

境界柱	主要地点に設置する。
廃棄物処理施設	必要に応じ設置する。
病虫害除去施設	〃
防火施設	〃
巡視歩道	〃

鳥取県告示第二百六十号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり松上県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条例同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平林 鴻三

一 松上県自然環境保全地域に関する保全計画
保全すべき自然環境の特質

1 植生

松上神社地区を除く周辺の地域は、主としてヤブツバキクラスの代償植生（アカマツ群落）が分布しているが、保全地区（松上神社社叢）には、都市の近郊にあつて大規模なヤブツバキ域の自然植生（スダジイ群落）が現存し、原生林的な林相を示している。そして社叢林の中には、シイノキ、タブノキなどの高木層や参道周辺のサカキ樹林帯などがあり、極相的な森林相を呈している。

2 地形、地質

本地域一帯は、中世代末期又は古第三紀初頭に現われた鳥取花崗岩からなり、単調な地質により構成され、地形上においても特記すべき事象はない。

二 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 特別地区、野生動植物保護地区等の地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

松上神社社叢の区域を特別地区として保全する。

2 保全施設に関する基本方針

天然林の保護及び解説を行うため、注意標、案内板、解説板など各種の標識類を設置する。

なお、必要に応じて巡視歩道、病害虫等の除去施設、防火施設、廃棄物処理施設などの諸施設を設ける。

三 地区の区域設定に関する計画

1 特別地区

四 保全のための規制に関する計画

木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

名称	区 域	総面積
松 上 特 別 地 区	鳥取市松上字宮ノ谷九九〇、九九〇の一、九八一内二	五・二ヘクタール

五 保全のための施設に関する計画

保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

特別地区名	区 域	総面積	伐採の方法及び限度
松 上 特 別 地 区	鳥取市松上字宮ノ谷九九〇の一部及び九八一内二、九九〇の一の全域	四・五ヘクタール	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の一〇パーセント以内）を行うことができる。
	鳥取市松上字宮ノ谷九九〇の一部	〇・七ヘクタール	三〇パーセント以内の択伐とする。

標 識	施設の種類	概 要
	・設 置 位 置	

注 意 標	案 内 板	解 説 板	境 界 柱	廃棄物処理施設	病害虫除去施設	防 火 施 設	巡 視 歩 道
地点一（鳥取市松上字宮ノ谷九九〇） 自然保護の必要性及び立入りに関する注意事項を記載	地点二（鳥取市松上字宮ノ谷九九〇） 指定地域内の位置関係を記載 樹種の紹介 植生について記載	地点三（鳥取市松上字宮ノ谷九九〇の一）	主要地点に設置する。	必要に応じ設置する。	"	"	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】